

令和3年11月18日
(理事・評議員合同会議決定)

決 議

全国市長会

目 次

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急決議……………	1
ポストコロナを見据えた 地域経済・雇用対策の充実に関する決議……………	4
東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議……………	6
国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議……………	10
新たな地方創生の実現・地方分権改革の推進に関する決議……………	14
都市税財源の充実強化に関する決議……………	16
行政のデジタル化及び 学校教育のICT化・環境整備の推進に関する決議……………	19
参議院議員選挙制度改革に関する決議……………	22

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急決議

今夏の第5波では、デルタ株による急速な感染拡大によって、多くの地域において医療提供体制が危機的状況に陥るなど、感染症対策に係る様々な課題が改めて浮き彫りになった。

国においては、第6波を含めた次の感染拡大に備え、病床の確保、臨時の医療施設の整備、医療人材の確保等の医療提供体制の強化に加え、ワクチン接種の促進、治療薬の確保等、各種対策の全体像を示すとしている。

我々都市自治体においても、地域医療提供体制の確保はもとより、発症予防及び重症化予防に資する新型コロナワクチンの追加接種を円滑に実施するなど、住民の日常生活を守るため、全力で取り組む所存である。

については、国は、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. 新型コロナワクチンの追加接種等について

(1) 追加接種に係る体制を迅速かつ円滑に確保するため、ワクチンの供給スケジュール、都市自治体が取り扱うワクチンの種類、接種対象者、交差接種の在り方、接種期間、国・都道府県・市町村の役割分担等、具体的な情報を早急に示すこと。

(2) 1・2回目接種分、追加接種分のワクチン及び必要な物品等については、地域が必要とする量を確実に供給すること。

特に、来年2、3月以降、追加接種の対象者数が大幅に増えるため、ワクチンが不足し、接種が滞ることがないように、十分な量を供給するとともに、具体の配送日時を可能な限り早急に示すこと。

(3) 追加接種に係る体制確保に必要な費用についても、1・2回目接種と同様、地方負担が生じないように、全額国費により措置すること。

また、地域の実情に応じた接種を実施できるよう、補助対象を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。

(4) ワクチン接種に従事する医師・看護師等を確保するため、引き続き、医療関係団体等に協力を働きかけるとともに、医療従事者が不足している地域においても円滑に実施できるよう、広域的な支援策等を強化すること。

また、個別接種を行う医療機関を確保するための時間外・休日加算措置等を継続すること。

(5) 国において、国民に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応、追加接

種の必要性、接種間隔等、接種を受けるに当たって必要な知見・情報を適切に発信するとともに、若者の接種率を向上させるための勧奨策を講じること。

また、国からの情報提供の在り方によって、住民からの問い合わせが殺到するなど、住民の混乱を招き、都市自治体の事務に影響が生じた経緯があることから、事前に都市自治体に情報共有するなど、十分に配慮すること。

- (6) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。
- (7) VRS等のワクチン接種に関するシステムについては、職域接種等で登録されたデータに誤りが散見されるなど、現場で混乱が生じていることから、その原因を検証するとともに、都市自治体及び医療機関等の事務負担の軽減に資するよう、実情に即した改善を行うこと。

2. 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

- (1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で必要となる資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者の早期発見に資する地域の発熱外来等の診療・検査医療機関への財政支援を講じること。

また、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を講じること。

- (4) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、検査体制を充実強化するとともに、検査に要する経費について、財政措置を拡充すること。

(5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

(6) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

(7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うとともに、科学的知見に基づき早期に承認すること。

また、新たなワクチン・治療薬等に関する正確な情報の迅速な発信に努めること。

3. 日常生活の回復に向けた取組について

(1) 日常生活の回復のためのワクチン・検査パッケージの活用について、ワクチン接種の有無により不当な取扱いを招くことがないよう留意したうえで、都市自治体や医療機関等の負担とならない制度設計を具体的かつ早急に示すとともに、国民に対する十分な周知と理解の促進を図ること。

また、陰性証明の取得に地域間格差が生じないように、広域的な検査体制を充実強化するとともに、PCR検査等に要する個人負担への支援策を講じること。

(2) 予防接種証明書について、国民が円滑に利用できるよう、予防接種済証の活用を促進するなど、利便性の向上を図ること。

また、予防接種証明書の電子交付については、システムや様式等の具体的な枠組みを早急に示すとともに、都市自治体に過度な負担が生じないように十分配慮すること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全 国 市 長 会

ポストコロナを見据えた 地域経済・雇用対策の充実に関する決議

新型コロナウイルス感染症による我が国経済への影響は想像をはるかに超えて長期化しており、現在、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置はすべて解除され、人流も徐々に戻りつつあるものの、コロナ前の水準の社会経済に戻るまでは、時間を要することが想定され、依然として地域経済を担う中小企業・小規模事業者や農林漁業者等は厳しい状況に置かれている。

そのような中、国においては、新型コロナ対策に取り組む地方自治体や事業者等に対し、様々な対策を講じているが、ポストコロナを見据え、地域経済の発展と安定した雇用の確保等のためには、なお一層の支援策が必要である。

については、第6波にも備えながら、必要な感染予防対策と日常生活の回復に向けた取組を両立させながら、地域経済を活性化していくことが重要であり、国は、下記事項について迅速かつ弾力的な対策を講じること。

記

1. 中小企業・小規模事業者等への支援

- (1) 中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の事業継続を強力に推進するため、地域や業種を限定しない事業規模に応じた給付金を迅速かつ長期的に実施するなど、万全な支援策を講じること。
- (2) 政府系金融機関による無利子期間の延長、民間金融機関による無利子融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。
- (3) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。

2. 観光振興に係る消費喚起対策の実施

観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、感染状況や都市自治体及び事業者等の意見を踏まえ、ワクチン・検査パッケージなど安全・安心に向けた取組も活用しながら、継続的かつ効果的な支援を行うこと。

3. 農林漁業者への支援の拡充

外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、米をはじめ国産農水産物の価格低落などが顕著であるため、交付金等を早期に支払うなど事業者の経営維持に向けた支援策を講じること。

また、原油価格高騰により、農林漁業の事業継続に支障が生じることのないよう、十分な財政支援を行うこと。

4. 地域公共交通機関への支援

利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

5. 臨時交付金の増額

新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細やかな行政サービスを実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。

6. 地域経済活動を支える安全・安心の社会基盤づくり

低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

7. 雇用の維持

(1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を勘案し、地域経済が回復するまでの間、地域を問わず、対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を拡充すること。

(2) 雇いを維持するため、新卒者の内定取消しや非正規労働者等の雇止めを行わないよう、企業に対して引き続き協力を要請すること。

また、失業者の再就職や雇用創出等に関する取組及び相談支援体制を強化し、雇用の維持を図ること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全 国 市 長 会

東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から 10 年が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

令和 3 年度から令和 7 年度までの「第 2 期復興・創生期間」も、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要であり、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

さらに、国は、令和 3 年 4 月 13 日、汚染水から放射性物質の大部分を除去した「ALPS 処理水」を 2 年程度の準備期間を経て、海洋放出により処分する方針を決定したが、今後、処理水が海洋放出されれば、水産業等への風評被害の発生は必至であり、甚大な影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように十分な財政措置を講じること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。
- (3) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するため、復興・創生期間後においても適切な財政措置を講じること。

2. 復興のための公共施設等の整備促進について

- (1) 医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。
- (2) 港湾関係予算を確保し、湾口防波堤の整備促進を図るとともに、必要なふ頭用地の造成や岸壁整備など、港湾機能の強化を図ること。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

- (1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

- (2) 第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度とともに、安定的な財源を確保すること。

また、風評・偏見の解消とそれに対する心の復興に関する対策や健康管理対策、被災市町村の状況に即した切れ目のない支援を行うこと。

- (3) 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。
- (4) 「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除後に新たに発生した事案等に対し、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- (5) 仮置場としての利用を終えた用地への集会所など住民の福祉向上に資する施設整備に対し、財政措置を講じること。
- (6) 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂すること。

また、ALPS処理水の処分については、国内外の理解を得るための正確な情報発信を強力に行うとともに、国の責任で適切に処理すること。あわせて、風評被害を発生させないための対応について、対策費用面も含め具体的に明示し、国民の理解が得られるようにすること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて積極的に検証を進め、放射性物質の測定に係る費用については、令和3年度以降も国の予算措置を継続すること。

(7) ALPS 処理水の取扱いについて、新たな風評被害を発生させないための万全の対策を取ってもなお、風評被害が発生する場合には、被害の実態に見合った賠償が確実になされるよう、東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応し、早急に具体的な賠償の枠組みを示すこと。

また、都市自治体を実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。

さらに、農林水産業、観光業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉えた対応を行うとともに、賠償請求に係る損害の立証については、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により迅速に対応し、具体的な手法を明示すること。

原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS 処理水の処分に関する基本方針の決定による様々な状況変化を捉え、具体的な調査等により福島県の現状把握を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

(8) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

さらに、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

(9) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

(10) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

(11) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。

4. 原子力災害からの復興・再生について

(1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、地域産業の中核を担う人材の育成や企業誘致につながる施策に係る財政措置の拡充等を図ること。

- (2) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。
- (4) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や水素を活用した開発等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。
また、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に推進すること。
- (5) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県とが連携して対策を強化すること。
- (6) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

5. 原子力安全・防災対策の充実について

福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、透明性向上に取り組むとともに、適格性について、継続的かつ厳格に評価、指導すること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全 国 市 長 会

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。近年においても、前線や台風による風水害が頻発しており、本年7月の熱海市で発生した土石流災害や九州北部地方を中心に浸水などの多くの被害をもたらした8月の大雨など、大規模な災害の発生により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

現在、被災した自治体においては災害復旧・復興に向けた取組を進めているほか、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加が懸念されている。また、本年も東日本大震災の余震と考えられる福島県沖地震や首都圏で震度5強の揺れを観測した千葉県北西部を震源とする地震が発生したが、今後も南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生も危惧されている。併せて、新型コロナウイルス感染症拡大により、避難所の確保や、感染症対策に配慮した運営も課題となっている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、取組の更なる加速化・深化を図るとしている。また、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保をするため、本年5月に災害対策基本法が改正されている。

さらに、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

- (1) 近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を当初予算において安定的・継続的に確保すること。
- (2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的

に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、緊急防災・減災事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

- (3) 災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

2. 生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

橋梁、トンネル、河川施設、下水道、公園、港湾施設等の構造物のうち、早急に措置を講ずべき施設については、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

3. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
- (3) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

4. 台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

- (1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修等必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

- (2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な

財政措置を講じること。

- (3) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、十分な予算を確保すること
- (4) 盛土の崩落等による災害の防止に向け、不適切な土砂の処理を規制するため、全国統一の基準を設けるなど実効性のある法整備を図ること。
- (5) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
- (6) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制を確保すること。

- (7) 大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な屋根の雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

5. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
- (2) 災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。
- (3) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を令和4年度以降も継続的に図ること。
- (4) 災害対策基本法の改正に伴い、避難勧告・指示の一本化については、国

民への十分な周知による理解を図るとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定に当たっては、平時から地域や福祉と連携し、実効性のある計画が策定できるよう、積極的に支援すること。

6. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。
- (3) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。
- (4) 被災自治体において、復旧・復興を担う技術職員等の専門人材が不足していることから、必要な人材確保や被災自治体への職員派遣について、引き続き必要な措置を講じること。
- (5) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関係について

新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営を行うため、避難者のスクリーニングなど健康管理を行うための看護師等の人材確保や、必要な資機材の整備、運営訓練等に対する支援の充実強化を図ること。

また、密集を避けるため、多くの避難所の開設やスペースの確保が求められることから、避難所施設の確保や改修に係る支援の充実強化を図ること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全 国 市 長 会

新たな地方創生の実現・地方分権改革の推進に関する決議

新型コロナウイルス感染症により、我が国の国民生活や経済活動に甚大な影響がみられ、東京一極集中のリスクの重大さが再認識された。また、地域経済の低迷や、テレワーク・兼業といった新たな働き方の普及など、経済・社会に構造的な変化が生じている。

このような現状を国と地方が重く受け止め、今こそ、東京一極集中を是正し、分散型国土の具現化を図る大胆な政策を打ち出すことが必要である。

あわせて、それぞれの地域がその活力を十分発揮できるよう、我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を定め、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一丸となって取り組むことが重要である。

また、孤独・孤立の問題が一層深刻化し顕在化してきており、国においては、包括的に支援する施策を盛り込んだ政策パッケージを早急に提示し、誰ひとり取り残されずに互いに支え合う社会を構築することが肝要である。

（新たな地方創生の実現）

新たな地方創生を実現するため、政府関係機関や企業の地方移転の推進、地域における創業の促進、生産拠点の積極的な地方分散化、地方拠点強化税制の延長・拡充、地方創生テレワーク交付金等による移住等の推進など、地方へのひとやしごとの流れを作り出す施策を強力に推進すること。

また、A I 等の未来技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、これらを活用したイノベーションの社会実装に向けた支援を充実すること。

あわせて、S o c i e t y 5.0 の実現を支える5 G・光ファイバ等のI C T インフラ整備を推進するとともに、専門人材やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

（地方創生の実現に向けた財源の充実）

自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を継続・拡充するとともに、地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図ること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の

増額を図ること。

（地方分権改革の推進）

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。特に、福祉分野の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

あわせて、都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力義務」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、都市自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること。

地方分権改革は、地方創生と表裏一体の課題であり、国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化に関する決議

新型コロナウイルス感染症の長期にわたる感染拡大に伴い、住民生活に多大な影響が生じるとともに、地域経済は疲弊し、地方税財政を取り巻く環境は、厳しい状況となっている。

もとより、今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、子ども子育て等福祉・医療・教育の充実、デジタル化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

このような状況の下、地方が責任を持って感染症の拡大防止を図り、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供するためには、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

我々都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図っていくべきである。

（新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保）

新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細やかな行政サービスを実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。

（地方一般財源総額の確保）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住民生活や経済活動に甚大な影響が生じるなど、地方税財政を取り巻く環境は、厳しい状況となっていることから、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

（地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

（固定資産税の確保）

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

特に、令和3年度における土地に係る税額の据置措置は臨時・異例の措置であり、令和3年度限りとするとともに、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策や、生産性革命の実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

（軽自動車税等の確保）

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

（ゴルフ場利用税の現行制度の堅持）

ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

（国庫補助金等の補助単価等の適正化）

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等について実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

以上、国においては、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化を図るよう強く求める。

以上決議する。

令和3年11月18日

全 国 市 長 会

行政のデジタル化及び 学校教育のICT化・環境整備の推進に関する決議

我が国では、今後、人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題に対応するとともに、大規模災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている。

このような中、本年9月にはデジタル庁が創設され、今後、国、地方自治体及び民間との役割分担の下、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国を挙げたデジタル改革が進められることになる。

都市自治体においても、行政手続のオンライン化の推進や情報システムの標準化・共通化、適切な個人情報保護を図るなど、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

また、教育現場においては、公立小・中学校施設の機能面や安全面等の環境整備が引き続き急務であると同時に、GIGAスクール構想の推進により、将来にわたって発生する端末・校内ネットワーク等の整備・更新・維持・管理に係る事務負担及び財政負担、ICT教育に係る人材不足等の様々な課題に直面している。

よって、国においては、都市自治体における行政のデジタル化及び学校教育のICT化・環境整備の推進のため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 行政のデジタル化の推進について

- (1) デジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は主導的な役割を果たしつつ、「自治体DX推進手順書」をはじめ都市自治体の取組を確実に支援すること。

特に、行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保について必要な支援を行うこと。

- (2) マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら

ら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図るとともに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進のための必要な措置を講じること。

- (3) 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹系情報システムについては、令和7年度を目標に、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようにしているが、すべての都市自治体が標準準拠システムに移行できるよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聞きながら、十分な支援を行うこと。

あわせて、現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

- (4) 5Gなどの情報通信基盤は地域の発展に不可欠な21世紀の基幹インフラであり、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤を確実に整備するとともに、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。

- (5) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法の施行に当たっては、条例による運用からの大きな制度変更となることに伴い、現場に混乱の生じることがないように、早期のガイドライン等の提示をはじめ、適切な情報提供を行うなど、都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

2. 学校教育のICT化・環境整備について

- (1) ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においても、ICT環境の維持・改善、端末や関連機器の更新等について、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

また、通信業者に対し、端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を

働きかけること。

(2) デジタル教科書に係る財政措置について

学校教育におけるICT活用を積極的に進めるうえで、学習者用デジタル教科書は必須であることから、都市自治体がデジタル教科書を購入するに当たっては、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、現在使用している紙の教科書と同様にデジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

(3) 学習用ソフトウェアの購入等に対する財政措置等について

都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

(4) ICT教育人材の配置の充実等について

教職員のICT機器の活用スキルの向上及びICT機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、ICT支援員については公立小・中学校等4校に1人、GIGAスクールサポーターについては公立小・中学校等4校に2人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。

(5) ICT化の進展にも対応した学校環境の整備について

ICTの活用等により学びのスタイルが多様に変容していく状況に対応するため、公立小・中学校の整備費について、都市自治体が新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率及び補助単価の引上げ等の財政措置の拡充を図ること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全 国 市 長 会

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和元年7月に行われた合区による2度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が全国最低の投票率38.59%を記録するとともに、前回最下位だった高知県を除く鳥取、島根、徳島の3県は過去最低の投票率を更新する結果となっており、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、この選挙では、比例代表選挙に特定枠制度が導入されたが、合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度ではなかった。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

次回の参議院議員通常選挙までには、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和3年11月18日

全 国 市 長 会